



# ミツヒロニュース



梅雨入りしましたね。  
先日、町民運動会に参加しました。この町に暮らして40年参加者の中には懐かしい顔もあり、孫が生まれた人もいました。地域の行事に、園児から老人まで様々な人が集まることで、隣同士のコミュニケーションが豊かになっていきます。地域での交流が少なくなっている昨今において、この様な機会を大切にしたいと思いました。 光彦 昌史

## 今月のトピックス

- ◇経営改善を目的とした設備投資減税が創設
- ◇上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率が年内で廃止
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(15) 「税務調査は監査じゃない」
- ◇あとがき / ヨーグルトダイエット

## 経営改善を目的とした設備投資減税が創設

平成 25 年度税制改正において、消費税率の二段階の引上げに備え、商業・サービス業等を営む中小企業者等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図るため、中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）が創設されました。

設備投資をより効果的なものとする観点から、商業・サービス業等を営む中小企業者等が、認定経営革新等支援機関など中小企業者等を支援する機関等からアドバイスを受けることを、その適用の要件としています。弊社もアドバイス機関になっていますので、お気軽にご相談ください。

### ◆制度の内容◆

制度の内容	
対象者	青色申告者である中小企業者等、 個人事業者も対象 （税額控除は資本金の額等が 3,000 万円以下の中小企業等に限る） 個人：常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること 法人：次の法人であること ・資本金がある・資本金の額が 1 億円以下で、かつ、資本金 1 億円を超える法人の子会社等でないこと ・資本金がない・常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること その他：農業協同組合、中小企業等協同組合、漁業協同組合等
要件	・中小企業者等が、認定経営革新等支援機関や認定経営革新等支援機関に準ずる法人※（以下「アドバイス機関」といいます。）からアドバイスを受け、一定の器具及び備品又は建物附属設備を取得、製作又は建設（以下「取得等」といいます。）して、 <b>指定事業の用に供した場合</b> である。 ・アドバイス機関からのアドバイスを受けた旨を <b>明らかにする書類の写しを納税申告書に添付</b> する。 ・書類に記載された設備を実際に取得、事業の用に供すること（貸付けの用に供されているものは除かれます）。
対象設備	次のすべての要件に該当していること ・新品であること（中古品は対象になりません） ・金額は一資産あたり建物附属設備で 60 万円以上、器具及び備品で 30 万円以上のものであること。 ※「器具及び備品」「建物附属設備」のリストは次頁表 1 に記載

(次頁へつづく)

## 制度の内容

指定業種	次のいずれかの事業の用に供すること  卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、梱包業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業 (風俗営業法の対象事業に該当するものは、一定の場合を除き対象外)
申告時	中小企業支援機関から経営改善の助言、指導を受けたことを明らかにする書類を申告書に添付すること
特別償却	取得価額の30%相当額
税額控除	取得価額の7%相当額（当期の法人税額の20%を限度） ※限度額を超えた部分については1年間の繰越控除が可能となります。

**適用時期**……平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に指導等を受け、対象資産を取得することで適用されます。

**実務上の影響**……普通償却費とあわせ、新規取得初年度で取得価額の30%相当額を費用化することができます。

### 《表1：源価償却資産の耐用年数等に関する省令「器具及び備品」「建物附属設備」》

器具 及 び 備 品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	応接セット、ベッド、陳列棚及び陳列ケース、その他の家具、ラジオ・テレビジョン・テープレコーダー・その他の音響機器、冷房用又は暖房用機器、電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器、氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）、じゅうたんその他の床用敷物、室内装飾品、食事又は厨房用品
	事務機器及び通信機器	電子計算機、複写機、計算機、その他の事務機器、テレタイプライター及びファクシミリ、インターホン及び放送用設備、電話設備その他の通信機器
	時計、試験機器及び測定機器	時計、度量衡器、試験又は測定機器
	光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡、引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器
	看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球、マネキン人形及び模型、その他のもの
	容器及び金庫	ボンベ、ドラムかん、コンテナその他の容器、金庫
	医療機器	消毒殺菌用機器、手術機器、血液透析又は血しょう交換用機器、調剤機器、ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 歯科診療用ユニット、光学検査機器、その他のもの
	前掲のもの以外のもの	葬儀用具、楽器、自動販売機、無人駐車管理装置、焼却炉

建物 附 属 設 備	電気設備（照明設備含む）	蓄電池電源設備、その他のもの
	給排水又は衛生設備及びガス設備	
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備
	昇降機設備	エレベーター、エスカレーター
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	
	エアーカーテン又はドア自動開閉設備	
	アーケード又は日よけ設備	
	店用簡易設備	
	可動間仕切り	
その他（主として金属製のもの）		

# 上場株式等の配当・譲渡益に係る

## 軽減税率が年内で廃止

個人が上場株式等の配当を受け取る際には、一定の源泉税が差し引かれます。この場合の源泉税率は本来20%（所得税15%・住民税5%）であるべきところ、軽減税率10%（所得税7%・住民税3%）が適用されています。平成25年1月1日以後の配当であれば復興特別所得税が上乗せされるため、実際には10.147%（所得税7.147%・住民税3%）が差し引かれます。これは、個人が上場株式等を売却した際に発生する譲渡益に対しても同様です。譲渡益に対して軽減税率が適用されています。

この軽減税率について平成25年12月31日をもって廃止されることが、平成25年度税制改正大綱で明らかとなりました。これにより平成26年1月1日以後の上述に係る税率はいずれも、復興特別所得税を上乗せすると**20.315%（所得税15.315%・住民税5%）**となります。

### ◆ いくら負担が増える？

平成25年分と26年分の税負担の差を次のケースで確認しましょう。

ケース：上場株式等を売却し、100万円の譲渡益が発生した場合  
[平成25年分]

$$1,000,000円 \times 10.147\% = 101,470円$$

[平成26年分]

$$1,000,000円 \times 20.315\% = 203,150円$$

101,680円負担

上ケースは上場株式等の譲渡益ですが、上場株式等の配当を受け取る場合でも同様です。税の負担が2倍程度に増えることになります。

### ◆ 代替として登場する「日本版ISA」

軽減税率が廃止されることにより平成26年1月1日から税の負担が増える一方で、**少額投資非課税制度（日本版ISA）**が同時期より適用開始となります。この日本版ISAとは、非課税口座内で保有する上場株式等について、非課税投資期間（最長5年間）のうちに発生した配当や譲渡益等が非課税となる制度をいいます。非課税口座は、開設する年の1月1日現在で満20歳以上の日本居住者等が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間に1口座開設することができます。非課税投資枠は年間100万円で、途中で売却しても枠の再利用はできず、余裕枠があっても翌年以降へは繰り越せません。また、非課税口座内で生じた譲渡損を一般口座や特定口座で生じた譲渡益と通算できない点にも注意しましょう。

非課税投資期間終了時に投資額がある場合には移管日の時価で、一般口座や特定口座へ移管するほか、翌年新たに設定される非課税投資枠へ100万円を上限に移管（再投資移管）することも可能です。

そのため最長10年間（当初5年間+再投資移管5年間）の非課税投資期間となる場合もあり得るでしょう。

いわゆる大口投資家にとっては今回の軽減税率廃止による税の負担増は重くのしかかりますが、小口投資家にとっては日本版ISAを上手に活用することで、投資に係る税金を抑えることが可能となるかもしれません。



# イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

## シリーズ 15. 「税務調査は監査じゃない」

税務調査の現場で調査官は何を見ているのでしょうか。「税務調査なんだから、調査官は当然、帳簿や領収書などを見てるんでしょ？」これは半分正解ですが、半分足りません。

「**税務調査は、調査であって監査ではない**」ここが重要です。

監査は、監査法人が上場企業などに実施しているものです。また、上場企業ではなくても、不正をチェックするなどのために監査役を置いている企業も数多くあります。監査とは、「あるものをチェックして、間違いを発見し直すこと」を指しています。

例えば、本当は接待交際費に計上すべき経費を会議費に計上していたとします。社長からすればどっちでも同じようなものかもしれませんが、税金の計算上は違います。同じ経費でも、接待交際費であれば全額損金にすることはできないのです。つまり、会議費を接待交際費にするだけで税金が増えます。帳簿上会議費に計上されていたものが、本当は接待交際費だという誤りを見つけるのは、帳簿というあるものをチェックし、間違いを見つけるのですから、あくまでも監査の範疇です。

一方、「**調査**」は違います。「**ないものを見つけること**」が調査なのです。

例えば、現金で受け取った売上が計上されていない、取引先から受け取ったリベートが社長個人の口座に入金されている、架空の仕入が計上されている。このようなものは、当初から帳簿に計上されていないのですから、いくら帳簿をチェックしても誤りや抜け・漏れを発見することができません。

税務調査とは、ただ帳簿をめくって誤りを見つけるだけではなく、それに加えて、**帳簿にない本当の取引まで見つけようとする行為**なのです。怖いですね・・・

話を戻して、税務調査で調査官は何を見ているのでしょうか。帳簿や領収書など、事業の取引がわかる資料は当然ながら、調査官が注意していることは2つあります。

### ①社長の発言

調査官は社長の発言を誘ってきます。これは、社長の発言から、帳簿にはないお金の動きや、取引の事実を発見するためです。そのためにも、調査官に対する発言は注意すべきです。

### ②会社に置いている物・置いていない物

年末に取引先から送られてくるカレンダーを使っている会社も多いはずですが、そのカレンダーには取引先名が入っているのですが、その社名が帳簿に載っていなかったらどうでしょうか、怪しいですね。会社の資産になっている高級車。会社の駐車場になかったら、誰でもおかしいと思いますよね。つまり、調査官は会社に置いている物を見て、帳簿などにはないのか、もしくは帳簿には載っているのだけれど、会社にはない物を見ているのです。

### ～株式会社オフィスミツヒロ主催 第3回 そこが知りたかった「税務・会計セミナー」のお知らせ～

2013年6月11日(火)に元広島国税局 調査査察部 統括官の高村 裕文氏を迎え、「**上手な税務調査の受け方**」をテーマに現場経験者の視点から、実務に役立つ話しをして頂きます。是非ご参加ください!

(詳細は、別紙案内「6月開催スケジュール(ピンク色)」をご覧ください。)

参考文献： ■MyKomon

## 「労働保険年度更新のお知らせ」

労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険)の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日(今年は曜日の都合で6月3日から7月10日)までに申告・納付する必要があります。

申告や納付の漏れがないように、早めに準備に取り掛かりましょう。



## あしがき

和田です。以前、テレビでやっていたヨーグルトダイエットをはじめてみました。食後にヨーグルトとバナナなどの食物繊維を食べるだけなのですが、これが意外にも効果があり、始めて2週間で4キロぐらい体重が減りました。また、最近知ったのですが胆汁酸ダイエットも合わせて始めてみようと思っています。7月の健康診断まであと二ヶ月、もうすこし悪あがきを試みようと思っています。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦略  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

